## 屋議定書締結

•••研究者にも何か関係があるの?

海外からの生物サンプル(遺伝資源\*)の無断持出しは、 あなたの研究の継続、推進に大きなリスクとなります。

無断で 持ち出すと 最悪の場合

- ●提供国で逮捕される
- ●研究が差し止められる
- ●研究費申請が受理されない
- ●発表論文が承認されない

こんなことが 起こるかも しれません!

## こんな場合には注意が必要です!

## 海外での生物 サンプルの採取

生物サンプル採取に対しては各国の 法令があり、事前の許可が必要です。 採取前に遺伝研ABS対策チームに ご相談ください。



外国人留学生による 生物サンプルの持ち込み

留学生や訪問研究員が自国の生物サンプルを 自ら日本に持ち込み、研究を行う場合も 生物多様性条約の対象となります。



海外の生物サンプルの 持ち込み

海外の生物はその国の財産です。 生物サンプルを無断で国外に 持ち出すと罪に問われる可能性があります。



海外の生物サンプルの 購入や受け取り

サンプルを送付された場合や、日本 国内で購入した外国由来の商品も、生物 多様性条約の対象になる可能性があります。



海外生物サンプルの取得や研究には、生物多様性条約と 名古屋議定書に基づくABS手続きが必要です。

遺伝研ABS学術対策チームまでご相談下さい。 ( 055-981-5831



URL http://www.idenshigen.jp



e-mail abs@nig.ac.jp

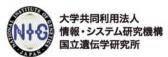
学内、研究所内の 相談窓口は



研究推進部研究企画課 推進企画係

このスペースは大学、研究機関の窓口の提示にお使いください。







国立研究開発法人 日本医療研究開発機構